

令和5年12月22日

保護者等様

高知県立山田高等学校長

冬季休業中の過ごし方について

師走の候、保護者等の皆様におかれましては、日頃より、本校の教育活動に対しましてご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、明日から1月8日まで冬季休業となり、生徒たちは長期にわたり学校から離れて生活することになります。冬季休業を迎えるにあたり、生徒が予期せぬ事件・事故に巻き込まれる危険性や深夜徘徊等の様々な問題行動の発生が心配されます。

つきましては、お子様が安全で充実した休業期間を過ごすことができるよう、ご家庭におかれましても下記の点についてご指導ください。この「冬季休業中の過ごし方」については、ご家庭で目に付く場所に掲示していただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

記

1 生活リズムを整える

- ・授業日と同様に、起床・就寝時間等生活リズムを整える。
- ・補習や部活動に休まず参加する。
- ・『冬休みの課題』に計画的に取り組み、毎日勉強する。

2 交通安全について

- ・自転車を利用する際には、ヘルメット着用に努める。
- ・「ながら運転（スマホを操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながら）」をしない。
- ・自転車の並進、無灯火、信号無視、通行区分違反などをしない。
- ・バイク、原付、四輪などの無断免許取得をしない。また、みだりに知人のバイクや車に同乗しない。

3 服装、頭髪について

- ・登校する際には、制服または部活動着（ジャージ・練習着等）を着用する。
- ・パーマ、染色、脱色やピアス等の違反行為をしない。
- ・新学期に向けて、服装・頭髪を整える。（1月10日は校門指導）

4 生徒指導の対象となる問題行動について

- ・喫煙、飲酒、高校生立入り禁止場所（パチンコ店、居酒屋など）への出入りはしない。
- ・午後10時以降の外出は深夜徘徊で補導の対象となるので夜間の外出は控える。【高知県青少年保護育成条例（第19条1）により、午後10時から翌朝4時までの間は補導の対象となる】
- ・SNSによる悪意のある書き込み（誹謗・中傷）や安易な個人情報（写真・動画）の掲載は、いじめやトラブルにつながるだけでなく、犯罪となる可能性もあるので絶対にしない。
- ・コンビニ駐車場や公園等での迷惑行為（たむろ・騒音・食べ散らかし等）をしない。
- ・無断外泊は絶対にしない。（様々な問題行動の入り口）
- ・警察や少年育成センター等に補導された場合にはすぐに学校に申し出る。

5 アルバイトについて

- ・アルバイト（1年生・成績不振者は禁止）を行う場合は、保護者承諾のうえ学校（ホーム担任・学年主任）の許可を得て届け出をする。
- ・高校生立入り禁止場所や仕事内容・勤務時間等によっては許可しない。

6 その他

- ・外出時は行き先、帰宅時間等を保護者等に知らせる。

※冬季休業中、緊急事態が発生した場合は、速やかに学校及びホーム担任に連絡してください。

【山田高校 電話番号：0887-52-3151】